

# 全 員 協 議 会 会 議 録

( 平 成 2 0 年 6 月 1 0 日 )

- 1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

むつ市議会全員協議会会議録

開会の日時 平成20年6月10日(火) 午後 4時15分開会  
午後 4時45分閉会

場 所 下北文化会館展示ホール

出席議員 (27人)

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	岡崎 健吾
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	半田 義秋
9番	浅利 竹二郎	10番	中村 正志
11番	村川 壽司	12番	川端 一義
13番	新谷 功	14番	高田 正俊
15番	目時 睦男	16番	白井 二郎
17番	千賀 武由	18番	山本 留義
19番	馬場 重利	20番	佐々木 隆徳
21番	富岡 修	22番	菊池 広志
23番	山崎 隆一	24番	川端 澄男
25番	斉藤 孝昭	26番	富岡 幸夫
27番	村中 徹也		

欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下 順一郎
副 市	長	野戸谷 秀樹
教 育	長	牧野 正藏
公 営 企 業 管 理 者		遠藤 雪夫
総 務 部	長	新谷 加水
総 務 部 秘 書 広 聴 監		齋藤 秀人
企 画 部	長	阿部 昇
企 画 部 理 事		近原 芳栄
民 生 部	長	佐藤 吉男

保 健 福 祉 部 長	吉 田 市 夫
經 濟 部 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 長	太 田 信 輝
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
教育委員会事務局理事	高 田 文 明
公 営 企 業 局 長	佐 藤 純 一
企 画 部 次 長	千 船 藤 四 郎
企 画 部 財 政 調 整 監	下 山 益 雄
企 画 部 企 画 課 長	伊 藤 道 郎
企 画 部 財 政 課 長	石 野 了
川 内 庁 舎 所 長	工 藤 昭 治
大 畑 庁 舎 所 長	佐々木 成 人
脇 野 沢 庁 舎 所 長	舩 澤 桂 逸
總 務 部 總 務 課 長	松 尾 秀 一
總 務 部 總 務 課 行 政 係 長	吉 田 真
總 務 部 總 務 課 行 政 係 主 査	澁 田 剛

○事務局出席者

事 務 局 長	河 野 健 二	次 長	工 藤 昌 志
總 括 主 幹	山 崎 幸 悦	總 括 主 幹	柳 田 諭
主 幹	濱 村 勝 義	主 幹	金 澤 寿々子
議 事 係 主 査	石 田 隆 司	議 事 係 主 事	井 戸 向 秀 明

(午後 4時15分 開会)

○議長(村中徹也) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることになっております。

それでは、市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

最初に、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成20年3月25日開会の組合議会第110回定例会に提案され、可決及び承認されました10議案1報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。これは地方公務員法の一部改正に伴い、職員の申請による大学等における修学または国際貢献活動のための休業制度を導入することとしたものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。これは、勤務職員数の変更等に伴い、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、少子化対策の一環として未就学児を養育する職員に対する育児短時間勤務制度を導入することとしたものであります。

次に、議案第4号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、医師及び大間病院以外の職員につきまして、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における給料月額100分の2を減額することとしたものであります。

次に、議案第5号 一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、特殊勤務手当の一部を廃止することとしたものであります。

次に、議案第6号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、川内病院の診療科目の変更並びに佐井診療所の名称、診療科目及び病床数の変更並びに風間浦診療所の管理運営について指定管理者制度の導入をすることとしたものであります。

次に、議案第7号 指定管理者の指定についてであります。これは風間浦診療所に係る指定管理者に医療法人章士会を指定したものであります。

次に、議案第8号 一部事務組合下北医療センター総務費に係る負担金の平成20年度分賦につき承認を求めることについてであります。これは平成20年度の議会費を除く総務費の構成市町村への分賦について承認を得たものであります。

次に、議案第9号 平成19年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは市町村負担金・補助金、建設改良費等について決算見込みにより補正したものであります。

次に、議案第10号 平成20年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、業務の予定量についてであります。病床数は724床、患者数は入院患者を年間延べ16万7,353人、外来患者を年間延べ44万4,975人と見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。収入では本部収益及び病院事業収益で126億6,203万5,000円、これに対する支出では組合事務費である総係費及び病院事業費用で119億6,490万5,000円を予定し、差し引き6億9,713万円の税込み純利益となる収支計画となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入では企業債及び負担金等で8億9,497万4,000円、これに対する支出では建設改良費及び企業債償還金で11億7,929万9,000円を予定しております。

なお、施設ごとの病床数等につきましては、お手元に資料を配布しておりますので、省略させていただきます。

次に、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは平成19年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、昨年11月21日に発生した車両事故に係る損害賠償金及び固定資産処分経費並びにむつ総合病院と佐井地区診療所の公的資金補償金免除に係る繰上償還金及び借換債について補正したものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成20年3月24日開会の組合議会第88回定例会に提案され、可決及び承認されました7議案2報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 第5次下北地域広域市町村圏計画の基本構想についてであります。これは平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10カ年にわたる下北圏域の将来像と、これを実現するために必要な施策の大綱を定めたものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。これは一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げたものと同様のものです。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは職員の給料の調整額の適用を廃止することに伴い、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは、一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げたものと同様のものです。

次に、議案第5号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、職員の給料の調整額の適用部分を福祉施設業務手当に切りかえることとしたものであります。

次に、議案第6号 平成19年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは決算見込み等により補正したものであります。

次に、議案第7号 平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出とも58億9,538万8,000円となっております。

次に、報告第1号及び報告第2号についてであります。これらは昨年11月21日に発生した公用自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること並びに関係予算を専決処分し、報告したものであります。

なお、2月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第でございます。

○議長（村中徹也） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 下北医療センターのほうで2点ほどお願いいたします。

まず2ページの議案第7号のところに医療法人章士会というものがありますが、全くわからないので、これは東京のほうの法人なのか、県内の法人なのか、またこういう医療関係をかなり手広くやっているものなのか、それとも初めて手がけるものなのか。また、こういう法人がこちらに来ることに

よって、もっといろんな形でこういう法人にお願いができるというふうな部分も出てくるのかどうか、そこを教えてもらえればと思います。

あと2点目であります。お医者さんの採用とか退職とかという表があるのですが、メンタルヘルスのお医者さんが1人退職して、その補充がないという形の異動を見ますと、結果的には今3人いたのが2人に減ってしまうというふうに、実際のお医者さんの名簿を見ると、2人になってしまいますね。となると、かなりお医者さんに負担がかかるということもありますので、このまま2人の体制でいくのか。

また、こういうふうに1人退職したという要因には、今のメンタルヘルス科病棟は、閉鎖病棟で全国でも1つか2つ、そのぐらいしかない大変おくれた病棟で、こういう病棟で最新のメンタルヘルスの治療をしたいと思っているお医者さんにとっては、大変おくれたそういう治療しかできない環境です。そういうこともあって、ここには自分の腕が磨けないというふうなことを判断して、もう退職してしまうということも考えられると私は思います。ですから、こういう事例を生まないためにも、ぜひとも閉鎖病棟を早く解消するということを市長としては、そういうことを前に進めるということをごどのように考えているか。私が聞くところによると、起債制限がかかって、なかなか改築費のめどが立たないというふうなうわさを聞いているものですから、これをずるずるといくと、結局お医者さんがまたやめていくということになる。100人ぐらいの入院病床があるわけですから、本当は10対1の医師配置ですから、10人ぐらいここに、本当はお医者さんを配置しなくてはいけないような形で、たった2人というのはかなり厳しいと思います。その改築方、早く進めるべきだと私は思っておりますが、市長の考え、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員にお答えいたします。

医療法人章士会の内容というふうなことでございます。これは、むつ市柳町にございます三上医院を運営なさっておる医療法人でございます。

それから、メンタルヘルス科の医師1名退職というふうなことでございます。この部分につきましては、自己退職というふうな、ちょっとご家庭の都合があったということで、これまで頑張っていたいておりましたけれども、非常に下北医療センターとしても苦悩しているところであり、また医師の確保に向けて、今懸命に院長を中心としてお願いをしております。私も昨年秋口に弘前大学の医学部のほうにさまざまな各科の教授の方々、また担当の先生方を回って、メンタルヘルスの部分の医師確保、これはその後生じたこ

とでありますけれども、さまざまな部分で医師確保につきましてお願いをしているというふうなところでございます。閉鎖病棟、これを解消したいと、まさしく横垣議員と気持ちは全く同じでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） メンタルヘルス科病棟の改築の件であります。したいというだけではなくて、具体的にいつきちっと改築ができるのかという、そこまで答弁をお願いしたいのですが。今のままだと起債制限にかかってなかなか難しいという話しか聞こえないのです。ですから、そこを市長としてはどのようにクリアしていく予定なのか。ただ、頑張りたい、頑張りたいだけでは、ちょっとなかなか前には進まないと思うのです。市長のやっぱり姿勢、どういう形で起債制限を突破していくか、または第五次病院事業経営健全化計画、むつ総合病院は平成20年度でたしか終了なのです。不良債務がなくなることによって、また次に何か前に出ていけるような環境が整うかなというふうなのを私若干期待するものがあるのですが、そこも含めて、実際の時点で改築を手がけることができるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 起債制限の部分、そのとおりでございます。下北医療センターのほうでは、たしか平成20年度に設計、そして平成21年度に着工というふうなことをもくろんでおりました。ところが、その起債制限の部分で、非常に県また国のほうで厳しゅうございまして、なかなかご理解をいただけないと。この部分において、ただ頑張るというふうなことだけではだめだろうというご指摘でございますけれども、そのとおりでございます。で答弁は終わりません。しかしこれはやはりこの第五次病院事業経営健全化計画、今年度であと約12億円、むつ総合病院、12.5億円程度の不良債務がございます。これをまずゼロにするというふうなことで、今むつ総合病院、懸命に頑張っています。ただ、そのゼロになったから起債が許可されるのかと、こういうふうになりますと、国・県のほうでは、これは下北医療センター全体としてとらえているわけでございますので、その部分の不良債務の解消にやはり立ち向かっていかなければいけないというふうなことです。ですから、その閉鎖病棟、これは解消したいというふうな気持ちもあり、これまでさまざま取り組んできた経緯を聞いておりますけれども、今の状況ではなかなか苦しい状況であると。やはりこの第五次病院事業経営健全化計画、このむつ総合病院の不良債務を早くなくし、しっかりとした形で経営を立て直し、そし

てそれを取り巻く病院、診療所、この部分の不良債務もしっかりと解決をして、めどがつかなければなかなかこの部分で起債の許可が出ないのではないかなというふうな思いをしていますけれども、今さまざまな部分でそれは模索をしているということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） やはり県のほうにも市長が頻繁に赴いて、いろいろ起債制限はあるけれども、やっぱりメンタルヘルス科病棟というのは命を守る、そういう大変重要な役割があるわけですから、この地域の精神医療を改善したいという、そういう思いで市長が頻繁に県を訪れて県を説得するという、そういう姿勢も必要なのではないかなというふうに思います。機械的に金額だけではじき出せば、不合格なのはもうはっきりしているわけですから、これを待っていると、何年たってもめどがつかない。だから、そこはあと政治力で何とか市長、県のほうに、我々共産党も毎年県交渉をしており、そこでは述べていきますが、市長もそういう立場でどんどん県を説得するという形で取り組んでもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） このメンタルヘルス科病棟の件は、青森県でも十分認識をして、必要性は感じておりますし、そしてこれまでの経緯の中でも再三お話もさせて、頻繁にお願いをしているところであります。ただ、やはり議員がお話しのとおり起債制限というものがあまして、また一方では横垣議員は借金はするな、起債はするなというふうなこともお話しになるわけでございますし、その部分をやっぱり横にらみでやっていかなければいけない。しかしながら、これは健康を守るために医師の確保もしていかなければいけないし、メンタルヘルス科病棟の改善というふうな形も、改築というふうなこともしっかりと考えて今取り組んでいるところであります。ですから、起債するな、するなというふうなことだけでなく、許容範囲の中での起債はお認めをいただきたいし、しかしまだ下北医療センターの中では、やはりそういうふうな状況でありますので、積極的に取り組んでいるということだけはお伝えをさせていただきたいと思っておりますので、起債方についてもご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） 先ほどの議案の朗読の中にも老健施設の件で、大畑診療所の遊休部分を老健施設にするというふうな議案がございました。そうしますと、下の部分の診療所が、要は今条例上19の入院ベッドを有する診療所

から、入院ベッドを有しない診療所になるというふうな理解でいいのか。

そして、2階部分に指定管理者制度を導入するというようなことになれば、下のほうのその診療所部分が、今のままの下北医療センター管理の医師が勤務する従来の診療所になるのか。そして、そうでなくて、診療所部分も指定管理者制度にしたいというふうにお考えなのか、そしてもしそうだとすれば、現在いる医師の理解が得られているのか。そして、当然のことながら、お受けしていただく予定の医療法人等がおりなのか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 質問者と理事者に申し上げます。

一部事務組合と全く関係をいたしております。その点では発言を認めますが、今の質問は、議案としても上がってきておりますので、理事者においては議案の審議に影響しない程度の答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（宮下順一郎） 大畑診療所の件でありますけれども、基本的には今2階の部分の議案として本日上程をさせていただきました。この部分におきましては、当議会のほうでご審議をいただきたいと、こう思います。

1階のほうの医療のあり方、これをどうするのかというふうなお尋ねでございますけれども、下北医療センターのほうでは、管理者でございますけれども、1階、2階合わせての形で指定管理をお願いしたいというふうな今方向づけが決まっております。そのスキームで取り組んでいきたいというふうに思います。

そして、形とすれば下北医療センター議会のほうにかかわることですけれども、下北医療センター議会で公募についての議会を開催していただき、そしてそれに合わせて提案をし、審議をしていただくというふうなことでございます。

現在のドクターについてのというふうなことでございますけれども、私は誠意を持って現在お勤めいただいている先生とは再三という言葉を使わせていただきますけれども、お話をさせていただいて、理解をいただいているものだ、というふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 同一の法人等に管理を指定するのだというふうな方向性でございますが、当然医療法人等のめどがあつてのことだと理解していいのか。そして、もし入院施設を持たない診療所になるというふうなことであるとすれば、かつて合併直後に大畑関係の、あるいはその下北医療センター関係の皆さんと一度会合を持ったことがございます。これをこれまで議会でも

再三この会議を開いてほしいというような要望が各議員から出されてきました。しかし、いまだこれが開かれないうままこういう大きな診療所の機能改編があるとすれば、その会議を開く意思が今後市長にあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 指定管理を受ける医療法人にめどがあるのかどうかというふうなまず1点目のお尋ねでありますけれども、実は大畑診療所、この件につきましても、私も議員のときから各議員の非常な思いも感じておりましたし、またさまざまな場面でおでかけ市長室、そういうふうな場面でも大畑地区の方々の声を多く聞いております。その中で当初報道もされたところでありますけれども、むつ下北医師会のほうでこれを指定管理を受けていただけないだろうかという交渉に入りました。そして、その部分で不調に終わりました。私はまずこの医師会に、この指定管理をお願いしたいということの話の取っかかりは、やはりこの不良債務を早く断ち切ると、これは第二義の部分でございますけれども、不良債務をストップさせなければいけないと。それからまず第一義として、地域の医療を守らなければいけないという部分、そして第二義としてこの不良債務をここでストップをしなければ、中核病院であるむつ総合病院、そして本体であるむつ市に対しての財政負担が非常に大きいものであると。そういうふうなことを考えますと、やはりここで決断をせざるを得ないだろうということで、昨年末の下北医療センターのほうで、この部分をお話をさせていただいたように記憶もしておりますし、その方向でむつ下北医師会と交渉を続けてまいりました。しかしながら、医師会のほうとの話し合いが不調に終わりました、むつ下北医師会の中に所属する医療法人に指定管理を公募したいと。これはなぜかといいますと、基本的にむつ下北の住民の健康と生命を、命を守っていただいているというふうなこと、これがまず1つでございます。そして、フェース・ツー・フェースの関係で医療がなされるというふうな部分、これはやはり地元の医療法人しかないだろうと。スタートは医師会でございますけれども、医師会の段階では不調に終わったわけですので、医師会の中の医療法人に公募をしていきたいと、そういうふうな思いでございます。ですから、その部分において、ぜひともむつ下北医師会に所属する医療法人、たしか対象となるのが6法人でしたか、5法人でしたか、ありますので、その法人の方にその公募に参加をしていただきたいと、こういうふうに思って、公募ですので、しっかりとした体制で、これは下北医療センターのほうでも関連議案等を議決をいただいて対応していかなければいけないだろうと、こう思っております。

それから、もう一つ、入院部分であります。これは公募が決定してからの、指定管理が決定してからの話でありますけれども、当然私は10床程度の入院の部分、この部分においてはお願いをしていくというふうなことでございますので、昨年、おとし以来の大畑診療所にかかわるあり方検討委員会の答申が出た線にも沿いますし、指定管理を目指すということの線にも沿いますし、またこれまでの議員各位、その思い、そういうふうなものも果たせるのではないかなと、こういうふうに思っております。昨年の12月、下北医療センターの議会でもお話をいたしましたけれども、住民代表とかとの今後の会議、意見を聞く会というふうなことは開催はしないということは下北医療センターのほうでお答えをしたとおりで、今もその気持ちは変わっておりません。しかしながら、あり方検討委員会の意向、そして住民の皆さんが望んでいる入院ベッドの確保、それは29床、60床と、そういうふうなことにはなりませんけれども、いささかでもその部分、ご満足のいける100%はいきませんけれども、その部分において充足、満足感を少しでも高めたいというふうなことで指定管理を受けた団体と交渉していきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。

よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

午後 4時45分 閉会

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 村 中 徹 也